

鳥取市休日の部活動の地域展開に係る認定を受けた地域クラブ
(鳥取市休日クラブ) による活動の在り方に関する方針
(暫定版)

令和8年1月

鳥取市教育委員会

目 次

はじめに	2
1 認定を受けた地域クラブ活動の在り方	4
2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	6
(1) 参加者	
(2) 運営団体・実施主体	
(3) 指導者	
① 指導者の質の保障	
② 適切な指導の実施	
③ 指導者の量の確保	
④ 教職員の兼職兼業	
(4) 活動内容	
(5) 適切な活動時間・休養日の設定	
(6) 活動場所	
(7) 会費の適切な設定と保護者の負担軽減	
(8) 保険の加入	
(9) 大会等の参加	
3 学校との連携	12

【資 料】

- ・文部科学省「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月)
- ・鳥取県教育委員会「子どものスポーツ活動ガイドライン」(平成26年3月)
- ・鳥取市教育委員会「鳥取市部活動の在り方に関する方針」(令和6年3月改定)

はじめに

令和2年9月、文部科学省から、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとの考えが示された。その後、スポーツ庁及び文化庁が設置した「部活動の地域移行に関する検討会議」によって令和4年6月及び8月にそれぞれ提言が示されたことから、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定された。

本市においても、市部活動改革委員会による「鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第一次提言」（令和5年2月）及び「鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第二次提言」（令和7年1月）を踏まえて、「鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第一次方針」（令和5年3月）及び「鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第二次方針」（令和7年3月）を策定し、令和9年度から休日の部活動を地域クラブ活動に完全移行することや、第1段階（地域連携型）、第2段階（地域展開型）の2段階で整備していくこと、休日の部活動の地域展開が可能なクラブを各学校からの推薦を受けて市教育委員会が認定し、その活動を支援していくこととした。

			休日		
			部活動	地域クラブ活動	
令和5年度	改革推進期間	休日に指導可能な指導者の確保	第1段階（地域連携型）	第2段階（地域展開型）	
令和6年度			部活動指導員や外部指導者による休日の指導		
令和7年度					
令和8年度					
令和9年度			※原則、休日の部活動なし →認定を受けた地域クラブ活動に完全移行	認定を受けた地域クラブによる休日の指導	

※第1段階（地域連携型）：休日に指導可能な指導者が、部活動指導員や外部指導者として部活動を指導する段階

※第2段階（地域展開型）：休日に指導可能な指導者が、各学校からの推薦を受けて市教育委員会が認定したクラブの指導者として地域クラブ活動を指導する段階

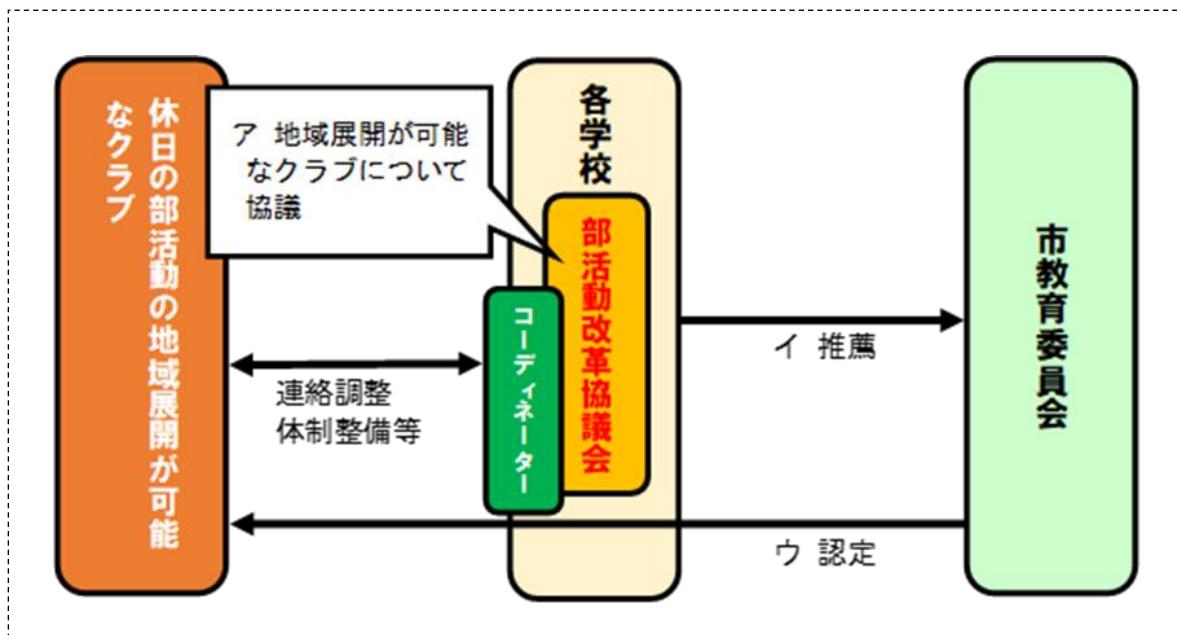
※国有識者会議（地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議）の最終とりまとめ（令和7年5月）を受け、第一次方針及び第二次方針で使用してきた「地域移行」という名称を「地域展開」に変更している。（例：地域移行型→地域展開型）

このたび、休日の部活動の地域クラブ活動への移行が令和8年度から開始、令和9年度から完全移行となるにあたり、認定を受けた地域クラブが遵守して活動すべき内容を「鳥取市休日の部活動の地域展開に係る認定を受けた地域クラブ（鳥取市休日クラブ）による活動の在り方に関する方針」（以下、市ガイドライン）として取りまとめた。これは、部活動に係る「鳥取市部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月策定、令和6年3月改定）に相当するものである。市部活動改革委員会による第二次提言で示された認定要件を中核として、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」で示された「II 新たな地域クラブ活動」の内容と、令和7年12月に文部科学省が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」、令和7年11月に県教育委員会が策定した「鳥取県公立中学校等における部活動の地域展開・地域連携に向けた推進計画（暫定版）」を参考にしながら、市部活動改革委員会による協議を経て策定した。認定を受けた地域クラブが、市ガイドラインの内容を十分に理解して活動することを期待する。市教育委員会としても、認定を受けた地域クラブが市ガイドラインの内容について研修する機会を確保するとともに、認定を受けた地域クラブが市ガイドラインの内容を遵守して活動しているか適宜確認していく。また、市ガイドラインに示した施策を着実に実行し、認定を受けた地域クラブによる活動を支援することで、休日に生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を図っていく。

なお、令和8年度から第2段階（地域展開型）への移行が開始となることから、ひとまず暫定版として市ガイドラインを策定する。令和8年度に先行して実施される地域クラブ活動の状況や、令和9年度の完全移行に向けて運営・実施体制が整備されるクラブの状況、また、国や県の動向等を踏まえながら、必要に応じて暫定版を修正し、令和8年度に確定版を策定することとする。

1 認定を受けた地域クラブ活動の在り方

- 市教育委員会は、休日の部活動の地域展開が可能なクラブを、各学校からの推薦を受けて認定し、その活動を支援する。認定期間は年度ごとに1年間とする。
- 各学校は、各学校の学校運営協議会等に設置した部活動改革協議会において、地域展開が可能なクラブについて協議し、市教育委員会に推薦する。
☞ 鳥取市教育委員会「鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第二次方針」（令和7年3月）5ページ



- 本市における「地域クラブ活動」とは、市教育委員会が各学校からの推薦を受けて認定したクラブによる活動のことをいう。
- 市教育委員会が各学校からの推薦を受けて認定したクラブは、「鳥取市休日クラブ」と総称する。（以下、認定を受けた地域クラブを「鳥取市休日クラブ」と称する。）
- 市教育委員会は、各学校から推薦のあったクラブが次ページの①～⑤の要件を満たしている場合、鳥取市休日クラブとして認定する。
- 各学校は、地域展開が可能なクラブの推薦にあたり、推薦書と、各クラブの申請書・誓約書・活動計画書・規約等を市教育委員会に提出する。
- 認定を受けるクラブは、誓約書において、認定要件を満たしていること、認定要件を中心とした市ガイドラインを遵守して活動していること、提出書類の内容に沿って活動するとともに重要な変更が生じた場合は速やかに報告すること、市教育委員会が必要に応じて行う指導助言に対して真摯に対応することを誓約する。

【鳥取市休日クラブの認定要件】

- ① 休日の生徒の活動の機会を確保することを目的としている。
- ② これまで部活動が学校教育の中で担ってきた教育的意義や目的について継承し、活動を通じた生徒の人間形成に寄与することを目的として活動している。
(例えば、勝利至上主義を目的としていない等)
- ③ 生徒の心身の成長に配慮して適切に指導している。
 - ア 生徒の心身の健康管理、事故防止の徹底に努めている。
 - イ 体罰・ハラスメントの根絶に努めている。
 - ウ 生徒の自主的・自発的な活動を尊重している。
 - エ 休日の活動時間は長くとも3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的に活動している。
 - オ 休日は原則として週当たり1日を休養日とし、大会参加等により活動時間の目安を超えて活動した場合は平日の部活動と連携して活動時間・休養日を調整している。
- ④ 生徒や指導者等の怪我等を補償する保険に加入している。
- ⑤ 活動方針や活動状況等について平日の部活動と共通理解、情報共有を図るとともに、例えば定期試験前には休養日を設けるなど学校行事等に配慮して活動している。

○ 鳥取市休日クラブによる活動は、社会教育法上の「社会教育」(主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む))の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものである。

ただし、これまで中学校(義務教育学校後期課程を含む)段階の生徒の多くは、学校教育の一環として行われる部活動をとおして「スポーツ」や「文化芸術」に親しんできたところである。このことを踏まえ、本市においては、今後も引き続き平日に行われる部活動との連携を重視しながら、休日の部活動の地域展開を推進していくこととした。

市教育委員会は、鳥取市休日クラブによる活動を、社会教育の一環として、スポーツ・文化芸術の振興という観点も踏まえながら支援していくとともに、これまで部活動が学校教育の中で担ってきた教育的意義や目的の継承という観点からも支援していく。

- 鳥取市休日クラブは、休日に生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するとともに、これまで部活動が学校教育の中で担ってきた教育的意義や目的を継承し、活動を通じた生徒の人間形成に寄与することを目的とする。

☞ 文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月）7ページ

〈学校部活動が担ってきた教育的意義の例〉

- ①スポーツ・文化芸術・科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てる。
- ②体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながる。
- ③自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ④自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ⑤互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

（1）参加者

- 鳥取市休日クラブの参加者は、基本的に、鳥取市休日クラブと連携する平日の部活動に所属している生徒を想定している。ただし、平日の部活動に所属している場合であっても、鳥取市休日クラブへの参加は任意であることに留意する。

なお、平日の部活動を引退したあとも、引き続き鳥取市休日クラブに参加することは可能である。

（2）運営団体・実施主体

- 鳥取市休日クラブの運営・実施は、既存のクラブに限らず、例えば保護者会等が新規に立ち上げたクラブによることも想定している。
- 複数の鳥取市休日クラブを統括して運営する団体が、例えば当該クラブを推薦した学校単位で設けられることも想定している。
- 市教育委員会は、地域展開が可能なクラブが鳥取市休日クラブとして認定を受けるにあたって必要な支援を行う。とりわけ、地域展開が可能なクラブが新規に設立されるにあたっては、例えば規約や活動計画書・報告書、収支計画書・報告書等の様式を例示するなど、運営・実施体制の整備を支援する。

- 市教育委員会は、運営・実施に係る、代表者や指導者等からの相談を直接受け付け
る窓口を設置するとともに、相談内容の解決に必要な措置を講ずる。
- 鳥取市休日クラブの運営・実施にあたっては、国が作成予定の「地域クラブ活動の
創設・運営等に係るガイドブック」も参照する。

(3) 指導者

① 指導者の質の保障

- 市教育委員会は、鳥取市休日クラブの指導者や代表者等を対象に、認定要件や市
ガイドラインの内容に係る研修会を開催する。その際、例えば動画配信とするなど、
指導者や代表者等が受講しやすい研修となるよう配慮する。
- 市教育委員会は、鳥取市休日クラブの指導者に対して、県教育委員会や各スポー
ツ・文化芸術団体等による研修会の受講を推奨する。
- 鳥取市休日クラブの指導者は、市教育委員会による上記の研修会を受講するとと
もに、県教育委員会や各スポーツ・文化芸術団体等による研修会を年1回は受講す
る。

② 適切な指導の実施

- 鳥取市休日クラブの指導者は、生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底する。
 - ・生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WGBT）等の環境を考
慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息時間、水分補給の機会等を設定する。
 - ・活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行う。
 - ・保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うとともに、事故発生時の
対応を適切に行う。
- 鳥取市休日クラブの指導者は、体罰・ハラスメントを根絶する。
 - ・暴言・暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は許されない行為であること
を理解し、自らこうした行為を行わないとともに、生徒同士のこうした行為も許
さない。
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言等の不適切行為を
防止する観点から、複数の指導者で（難しい場合は代表者等を含めて）活動に携わ
ることが望ましい。
- 鳥取市休日クラブの指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、
適切な休養、過度の練習の防止や、合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導
入等を行う。

○ 鳥取市休日クラブの指導者は、各スポーツ・文化芸術団体等が作成した指導手引、国が作成予定の指導手引、別添の「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省作成）や「子どものスポーツ活動ガイドライン」（平成26年3月鳥取県教育員会作成）を活用して指導を行う。

☞ 文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月）28ページ

（3）競技ごとの指導手引の普及・活用

●中央競技団体等が作成した競技ごとの指導手引（練習メニュー、活動スケジュール、効果的な練習方法、安全面の注意事項等）の普及・活用を促進すること。

- ・ 中央競技団体や学校部活動に関わる各分野の関係団体等は、指導手引をホームページに掲載・公開するとともに、公益財団法人日本中学校体育連盟や都道府県等と連携して全国の学校における普及・活用を図ること。

☞ スポーツ庁ホームページ「運動部活動用指導手引」（中央競技団体等作成）

【URL】 https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcate04/list/detail/1408193.htm



- 市教育委員会は、鳥取市休日クラブが認定要件を満たしているか、市ガイドラインを遵守して活動しているか、適宜確認し、必要に応じて指導助言を行う。
- 市教育委員会は、適切な指導に係る、生徒や保護者等からの相談を直接受け付ける窓口を設置するとともに、相談内容の解決に必要な措置を講ずる。

③ 指導者の量の確保

- 市教育委員会は、鳥取市休日クラブを複数名で指導できるよう、引き続き市スポーツ指導者バンク登録者数の拡充を図るなどして、休日に指導可能な指導者の確保に努める。

☞ 鳥取市ホームページ「鳥取市スポーツ指導者バンクへの登録者を募集します！」

【URL】 <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1699317857630/index.html>



☞ 鳥取市ホームページ「スポーツ指導者を紹介します～鳥取市スポーツ指導者バンク～」

【URL】 <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1711428092285/index.html>



④ 教職員の兼職兼業

- 市教育委員会は、鳥取市休日クラブでの休日の指導を希望する教職員が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、「鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程」による取扱いについて教職員に周知する。
- 教職員の兼職兼業に係る取扱いについては、「鳥取県公立中学校等における部活動の地域展開・地域連携に向けた推進計画（暫定版）」（令和7年11月鳥取県教育委員会作成）に準ずる。
☞ 鳥取県教育委員会「鳥取県公立中学校等における部活動の地域展開・地域連携に向けた推進計画（暫定版）」（令和7年11月） 5ページ

3 部活動及び教職員について

(3) 休日に地域クラブ及び民間クラブ（以下「地域クラブ等」という。）での指導を有償で従事する教職員は、服務監督権者の許可を得て地域クラブ等の指導者又は指導者を派遣する団体等に登録し、派遣先（地域クラブ等）からの要請に基づき、地域クラブ等の指導者として指導にあたる。

ア 共通事項

- (ア) 有償・無償に限らず、勤務校の生徒のみを対象とした地域クラブ等の代表者になることは部活動との切り分けが困難であることから不可とする。なお、勤務校以外の生徒や小学生、高校生等の他校種の児童生徒を対象又は複数校種が混在している場合は可とする。
- (イ) 有償・無償に限らず、地域クラブ等の指導者になることについては、運営主体から依頼を受けた場合のみ可とする。
- (ウ) 有償・無償に限らず、学校運営に支障がなく教職員としての信用を失墜させるようなことがないようにするとともに、健康面に留意して指導にあたる。

イ 有償の場合

県が定めた基準を参考に市町村が従事可能な地域クラブ等かどうかの判断を行い、兼職兼業又は営利企業への従事の許可を受けた範囲で行う。

ウ 無償の場合

兼職兼業又は営利企業への従事の許可は必要としない。また、校長等の管理職への事前の相談・了承は、必ずしも必要としない。

- 市教育委員会が兼職兼業を許可する際には、教職員本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないよう確認するとともに、勤務校における業務への影響の有無、教職員の健康への配慮等、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。

(4) 活動内容

- 鳥取市休日クラブは、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保する。
- 鳥取市休日クラブは、生徒の自主的・自発的な活動を尊重する。

(5) 適切な活動時間・休養日の設定

- 鳥取市休日クラブは、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。その際、平日の部活動と鳥取市休日クラブが併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、平日の部活動と鳥取市休日クラブが連携し、調整を図る。
 - ア 休日の活動時間は長くとも3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的に活動する。
 - イ 休日は原則として週当たり1日を休養日とし、大会参加等により活動時間の目安を超えて活動した場合は平日の部活動と連携して活動時間・休養日を調整する。
 - ウ 活動方針や活動状況等について平日の部活動と共通理解、情報共有を図るとともに、例えば定期試験前には休養日を設けるなど学校行事等に配慮して活動する。
- 鳥取市休日クラブは、平日の部活動と共通理解、情報共有を図った上で、年間や毎月の活動計画を作成する。様式については、市教育委員会が「鳥取市部活動の在り方に関する方針」（令和6年3月鳥取市教育委員会改定）別紙2、別紙3を参照して例示する。

鳥取市休日クラブは、年間の活動計画を市教育委員会に報告する。市教育委員会は、市教育委員会ポータルサイトへの掲載により、それを公表する。

☞ 鳥取市教育委員会ポータルサイト

【URL】 <https://sites.google.com/g.torikyo.ed.jp/tottorisi-edu/>



(6) 活動場所

- 鳥取市休日クラブは、基本的に、これまで休日の部活動が使用していた学校施設で活動する。
- 鳥取市休日クラブは、生徒が活動場所を片付けたり清掃したりする機会を設けるなどして、活動場所となる施設の維持・管理に係る意識の向上を図る。

(7) 会費の適切な設定と保護者の負担軽減

- 市教育委員会は、鳥取市休日クラブが学校施設を優先して使用できるようにしたり、平日の部活動で使用している用具を休日も継続して使用できるようにしたりするなど、活動施設及び用具の確保について支援する。
- そのほか、市教育委員会は、生徒の参加費用負担が可能な限り軽減されるよう支援策を検討する。
- 鳥取市休日クラブは、市教育委員会による上記の支援を受けた上でなお活動の持続的・安定的な運営に必要な費用があり、その費用を会費を徴収して支払う場合、生徒や保護者の理解を得つつ、国が示す金額の目安を踏まえて適切に会費を設定する。
その場合の会費の使途としては、指導者や生徒が加入する保険料、学校施設でない活動施設を使用する場合の施設使用料、平日の部活動で使用している用具以外に必要な用具の購入費用、指導者への謝金等が想定される。
- 鳥取市休日クラブは、公正かつ適切な会計処理を行うとともに、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

(8) 保険の加入

- 学校教育の一環として行われる部活動と異なり地域クラブ活動は、学校で加入している独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象外であるため、鳥取市休日クラブの指導者や参加する生徒は、自身の怪我等を補償する保険に加入する。

(9) 大会等の参加

- 公式大会（中学校体育連盟や吹奏楽連盟が主催する大会等で、教職員の生徒の引率に係る服務について、校長が校務出張として認めるもの）には、基本的に、部活動で参加する。
- 事情により、鳥取市休日クラブで公式大会に参加することを希望する場合は、生徒や保護者、学校の理解を得つつ、公式大会参加に必要な手続き、例えば中学校体育連盟主催大会に参加する場合は鳥取県中学校体育連盟に認定申請を行う。

- 鳥取市休日クラブが公式大会以外の大会等への参加を希望する場合、「鳥取市部活動の在り方に関する方針」（令和6年3月鳥取市教育委員会改定）を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や保護者、指導者の負担が過度とならないことを考慮する。
☞ 鳥取市教育委員会「鳥取市部活動の在り方に関する方針」（令和6年3月改定）

1.1 ページ

6. 学校単位で参加する大会等の見直し

ウ 各学校の部活動が参加する大会数の上限は、以下を目安とする。

- ・ 各学校の部活動が参加する大会は、原則として学校体育団体及び中学校文化連盟の主催若しくは共催する大会とする。

それ以外の大会への参加については、市方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。

- 鳥取市休日クラブで大会等に参加する場合、指導者や代表者等は大会等の運営に積極的に協力する。

3. 学校との連携

- 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。鳥取市休日クラブと部活動の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。
- 鳥取市休日クラブと部活動との間で、活動方針や活動計画等の共通理解を図るとともに、日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行うことで、生徒の望ましい成長を保障する。
- 鳥取市休日クラブは、連携する学校と必要な情報を共有することについて、入会時に生徒や保護者の同意を得ておく。
- 市教育委員会は、事務局内に配置の統括コーディネーターと、各学校に配置のコーディネーターをとおして、（認定前の）地域展開が可能なクラブ及び（認定後の）鳥取市休日クラブと学校との連携を支援する。